

第1編 総 論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(2) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町内に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態における対処

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施にあたっては、様々なニーズに対応した対策が求められることから、男女共同参画の視点を踏まえるとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

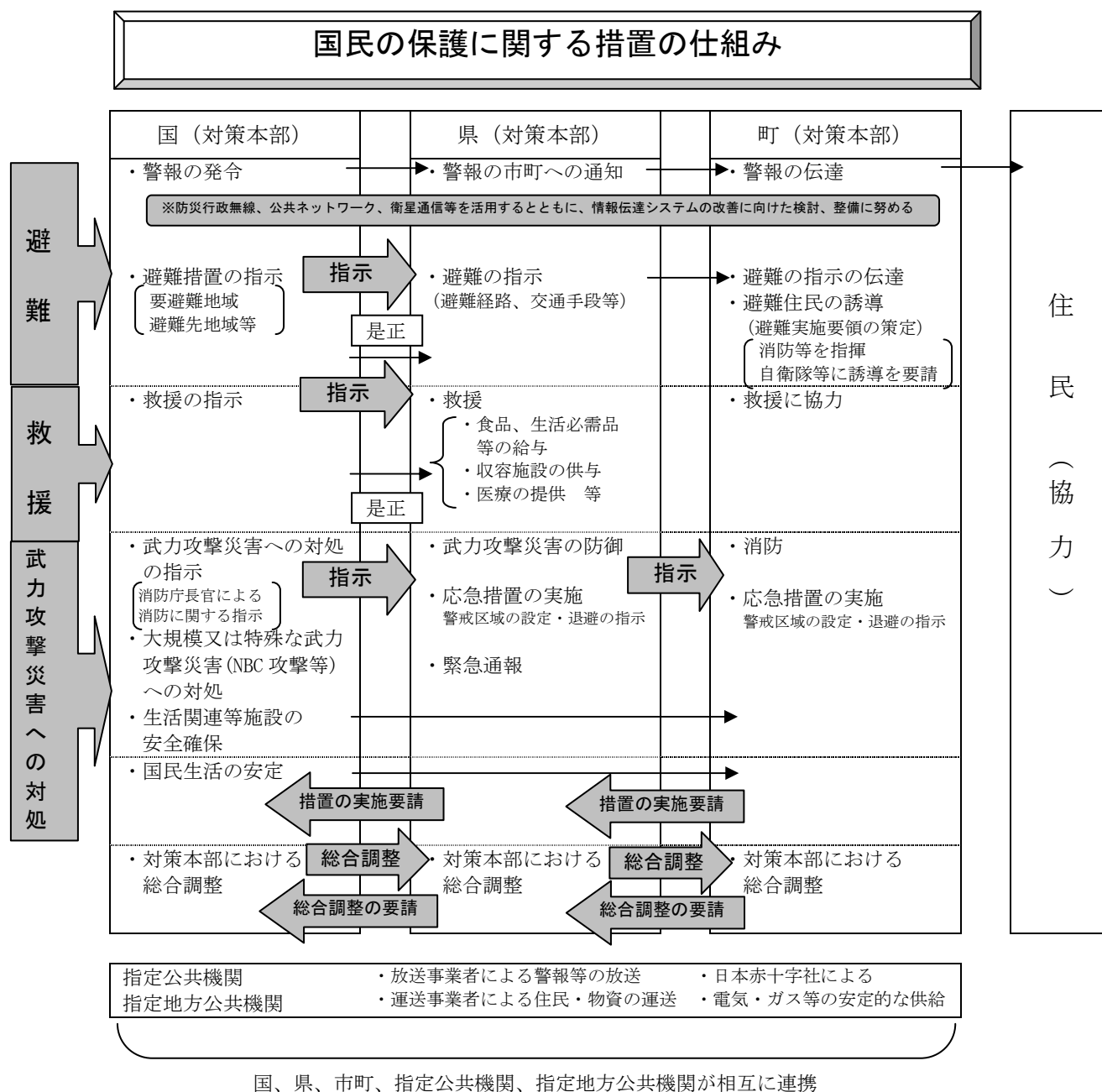
指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。



1 関係機関の業務の大綱

国民保護措置について、町、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

なお、町内における消防事務は、山県西部消防組合が行う。

○ 町の事務

機関の名称	業務の大綱
町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 県の事務

機関の名称	業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 広島県国民保護対策本部（以下、「県対策本部」という。）及び広島県緊急対処事態対策本部（以下、「県緊急対処事態対策本部」という。）の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設置、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 県に関する指定地方行政機関

機関の名称	業務の大綱
中国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
広島防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	1 救援等にかかる情報の収集及び提供
広島労働局	1 被災者の雇用対策
中国四国農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧

近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
中国地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中国運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 広島空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
広島地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区 海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

○ 関係指定公共機関及び指定地方公共機関等

	関係指定公共機関	指定地方公共機関	業務の大綱
放送事業者	・日本放送協会	・中国放送 ・広島テレビ放送 ・広島ホームテレビ ・テレビ新広島 ・広島エフエム放送	1 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の 内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	・佐川急便 ・西濃運輸 ・日本通運 ・福山通運 ・ヤマト運輸	・広島電鉄 ・広島観光 ・広島交通 ・広島県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	・西日本通信電話 ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ ・KDD I ・ソフトバンクテレコム ・エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国 ・ソフトバンクモバイル		1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い。
電気事業者	・中国電力 ・電源開発		1 電気の安定的な供給
ガス事業者		・広島県LPガス協会	1 ガスの安定的な供給
病院その他医療関係	・国立病院機構	・広島県道路公社	1 道路の管理
道路の管理者	・西日本高速道路	・広島県道路公社	1 道路の管理
その他	・日本郵政公社		1 郵便の確保
	・日本赤十字社		1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	・日本銀行		1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

○ 消防機関

機関の名称	業務の大綱
山県西部消防組合	1 武力攻撃災害への対処に関すること。 2 住民の避難誘導に関すること。 3 防火対象物等査察・防火指導 4 危険物の防火指導 5 建築物の同意事務 6 火災調査 7 消火活動 8 救急活動

2 関係機関の連絡先

指定行政機関、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）、県機関、近隣市町機関、消防機関、関係指定公共機関、指定地方公共機関などの連絡先は、資料として保有するものとする。

第4章 町の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置と地形

本町は、広島県北西部に位置し、総面積342,25km²、東西約26km、南北約24kmの広がりをもっている。その周囲には、北から東に北広島町（旧芸北町・旧豊平町）、南に広島市安佐北区(安佐町)と佐伯区(旧湯来町)、南西に廿日市市(旧吉和村)、北西に島根県益田市(旧匹見町)の3市1町が隣接している。

地形は、県内最高峰恐羅漢山（1,346m）をはじめ西中国山地の1,000m級の山々を分水嶺とする1級河川太田川水系の本支流が、上流域の浸食谷や中流域の穿入蛇行などにより複雑な脊梁地形を形成している。また町面積の約90%を山林が占めており平地は乏しい。

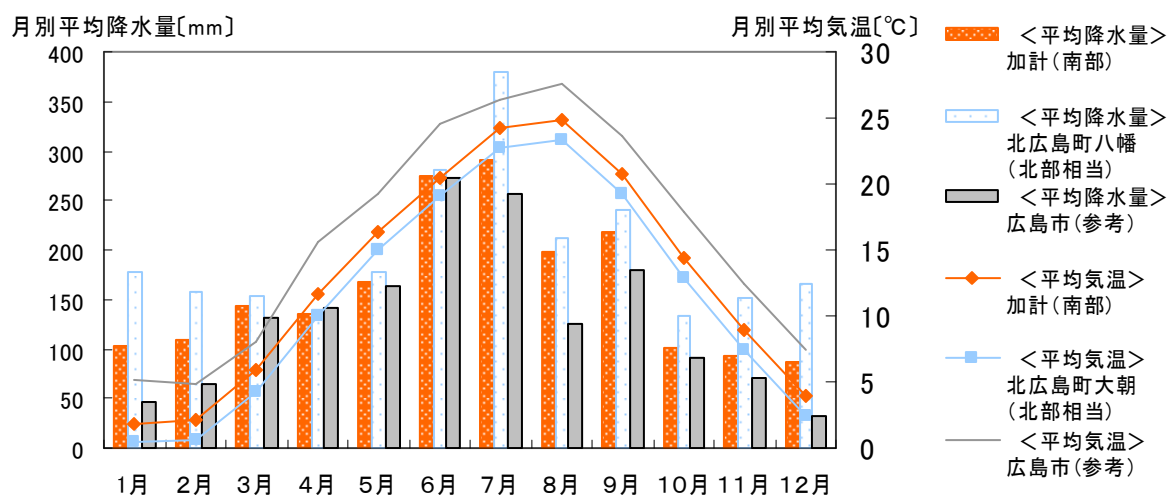
○ 安芸太田町の位置



(2) 気候（気温と降水量）

本町の年平均気温は、12.9℃（加計）である。瀬戸内海沿岸の広島市と比べると約3℃低くなっているが、内陸部にあるため、気温差以上に日較差や年較差が大きい。

また気候区は、夏は晴天、冬は曇天や降雪の多い日本海気候区に属し、年平均降水量は多いところで、広島市の約1.2倍の1,920.4mm（加計）となっているが、これは山間部特有の夏季の集中豪雨や冬季の積雪によるものである。



(3) 人口分布

本町の住民基本台帳人口は、平成19年2月28日現在8,342人で、人口密度は、約24人/km²となっている。

人口分布は、約半数が役場本庁及び支所周辺や中国縦貫自動車道戸河内IC周辺に集中しているが、その他は小集落として点在しており、特にへき地の集落は、過疎・高齢化が進んでいる。

また西中国山地国定公園に指定されている三段峡、恐羅漢山、深入山並びに温井ダム、龍頭峡などの観光地やイベントに年間約80万人の観光客が訪れる。



主な地区	人口密度
戸河内本庁周辺	約1300人/km ²
加計支所周辺	約1750人/km ²
筒賀支所周辺	約700人/km ²
戸河内IC周辺	約1350人/km ²

(4) 道路網の状況

本町の道路網は、北西から南東に延びる一般国道191号線（下関市～益田市～広島市）と北東から南西に延びる一般国道186号線（江津市～浜田市～大竹市）が主要幹線となっている。さらに町南部を東西に延びる高規格幹線道路 中国縦貫自動車道は、戸河内ICと加計BSスマートICが整備されており、その付近は主要幹線との結節点となっている。

また、県道13路線、町道359路線が、生活・産業・観光道として、町内各地を結んでいる。



(5) ダム及び堰の位置

太田川上流域は、主に本流の立岩ダム・鱒溜ダム、支流柴木川の樽床ダム（北広島町）・柴木川ダム、支流滝山川の王泊ダム（北広島町）・温井ダムなど利水や治水のため、大小多数のダム及び堰を有しており、下流域の水位を調整することにより河岸居住域の浸水を防ぐ役割を担っている。



名称	所属河川 (管理者)	有効貯水量
立岩ダム	太田川本流 (中国電力)	15100 k m ³
鱒溜ダム	" (")	215 k m ³
樽床ダム	支流柴木川 (中国電力)	17500 k m ³
柴木川ダム	" (")	145 k m ³
王泊ダム	支流滝山川 (中国電力)	26100 k m ³
温井ダム	" (国土交通省)	79000 k m ³

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている4類型を対象とする。

① 着上陸侵攻

〔特徴〕

- ・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

〔特徴〕

- ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力発電所が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。

③ 弾道ミサイル攻撃

〔特徴〕

- ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

④ 航空攻撃

〔特徴〕

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

〔被害の概要〕 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

- ・ ダムの破壊

〔被害の概要〕 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 大規模集客施設等の爆破、バス等の爆破

〔被害の概要〕 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ ダーティボム等

〔被害の概要〕 ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

〔生物剤による攻撃の被害の概要〕 生物兵器の被害の特徴と同様である。

- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

〔化学剤による攻撃の被害の概要〕 化学兵器の被害の特徴と同様である。

- ・ 水源地に対する毒素の混入

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

〔被害の概要〕 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

※ NBC攻撃による被害の概要

① 核兵器等

核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

② 生物兵器

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

③ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。